
2026 年 9 月 1 日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 197 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2 週間に 1 回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる行政の動き―賃金不払に対する労基署の監督指導の状況

◆◆ 今週のひとこと

■ 月とお菓子と手紙

秋といえば月。お菓子といえば月餅です。中華圏では、中秋節（旧暦 8 月 15 日）に、この丸い、月のようなお菓子を食べ、家内安全を祈ります。

月餅を見ると手紙を思い出します。いま、NHK大河ドラマ『豊臣兄弟！』は秀吉の天下取りの局面に入ったところですが、秀吉は“中国大返し”の際、「信長は生きている」という手紙を撒いて、光秀の側に付くものを牽制するなど、情報戦のツールとして活用しました。

中国でも 14 世紀半ば、手紙を情報戦に活用した者がいます。元（モンゴル帝国）を倒し明朝を作った朱元璋（しゅげんしょう）です。元軍の中国人への監視は厳しく、集会や武器の所持は一切禁じられていましたが、朱らは「中秋節に月餅を食べると病気を払える」という噂を大流行させ、その月餅の餡の中に「8 月 15 日に蜂起せよ」という手紙を忍ばせて配布し、これが各地で元朝打倒の動きにつながったのです。

手紙を単に気持ちを伝えるものと見ず、月餅を単なるお菓子と見なかった人がいたのです。そんな人が、現代の SNS や AI を見たらどんな風に考えるか、想像するとちょっと怖くなります。

☆—————☆

◆◆ T O P I C

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 7月の有効求人倍率は1.18倍、失業率は2.4%／厚労省・総務省

厚生労働省は、8月28日、7月分のハローワークにおける求人・求職状況を公表しました。これによりますと、有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍で前月と同水準。新規求人倍率（季節調整値）は2.10倍で前月と比べて0.06ポイント低下となりました。

また、総務省も、同日、「労働力調査」（基本集計・速報）の7月分を公表しました。完全失業率（季節調整値）は2.4%で前月と比べ0.1ポイントの低下となりました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75707.html

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

■ 2 令和8年熊本地震に伴う雇用調整助成金の特例を実施／厚労省

厚生労働省は、8月2日、令和8年熊本地震に伴う雇用調整助成金の特例を実施することとし、同省ホームページに特設ページの開設、リーフレットの配布によりその周知に努めています。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75665.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL08_20260820_00001.html

■ 3 来月10月1日からの法改正を周知／厚労省

10月1日からの改正法施行に向けて、厚生労働省は、8月3日にパート・有期法のわかりやすい解説、8月20日に労働施策総合推進法の解説をホームページにアップしました。タイトルとURLは次のとおりです。10月1日施行に向けた自社・顧客企業の準備確認にご活用ください。

<詳しくは>

－パートタイム・有期雇用のルールが変わります－ 3つの改正ポイント

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/column/20260803.html

－従業員を守るために－ カスタマーハラスメント対策の新ルール

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/series/20260820.html

■ 4 時間外労働の一律指導を見直し／厚労省

厚生労働省は、8月19日、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」の閣議決定を受け、本年9月1日より全国の働き方改革推進支援センターと労働基準監督署において、以下の新たな取組を開始することを公表しました。

1. 相談・支援の充実

働き方改革推進支援センターに専門窓口を設け、36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用を支援します。同センターと労働基準監督署による訪問支援を行うほか、よろず支援拠点や商工会議所と連携し、労務管理だけでなく経営課題にも対応できる体制を整えます。

2. 労働基準監督署の指導見直し

時間外労働を一律に月45時間以内へ削減するよう求める従来の指導を見直します。重大・悪質な事案には厳正に対応しつつ、各事業場が36協定で定めた健康・福祉確保措置の実施状況に応じた実態に即した指導を行います。ただし、健康障害のおそれが高い場合には引き続き適切な指導を実施します。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html

■ 5 外国人労働者の賃金、6.4%増／厚労省

厚生労働省は、8月31日、「令和7年外国人雇用実態調査」の結果を取りまとめ公表しました。この調査は、雇用保険被保険者数5人以上の事業所で、かつ、外国人労働者を1人以上雇用している全国の事業所及び当該事業所に雇用されている外国人常用労働者を対象にしており、調査客体として抽出された9,016事業所のうち有効回答を得た3,919事業所及び14,248人について集計したものです。

〔主な結果〕

<事業所調査>

○外国人労働者数(雇用保険被保険者数5人以上事業所)は約204万人(前年約182万人)。在留資格別にみると「専門的・技術的分野」が42.1%(同38.9%)、「身分に基づくもの」が24.0%(同27.6%)、「技能実習」が21.7%(同20.2%)となっている。

○「月間きまって支給する現金給与額」（一般労働者）は 292.4 千円（前年比 6.4%増）〔所定内実労働時間 158.7 時間、超過実労働時間 17.6 時間〕。

【在留資格別（一般労働者）】□内は順に所定内実労働時間数、超過実労働時間

- ・専門的・技術的分野・・・306.5 千円（前年比 6.0%増）〔159.4 時間、16.4 時間〕
- ・うち特定技能・・・・・・254.1 千円（同 1.5%増）〔163.1 時間、20.3 時間〕
- ・技能実習・・・・・・213.5 千円（同 1.7%増）〔165.2 時間、21.4 時間〕
- ・身分に基づくもの・・・・347.2 千円（同 13.8%増）〔151.0 時間、15.8 時間〕

<労働者調査>

○国籍・地域別では、ベトナムが 26.5%（前年 32.4%）と最も多く、次いで中国（香港、マカオ含む）が 14.7%（同 14.7%）、フィリピンが 10.5%（同 10.5%）となっている。

○入職経路等をみると次のとおり。

[1 入職経路（入職前居住地：日本）]

- ・「知人、友人」・・・37.8%（前年 35.2%）
- ・「求人広告（求人情報誌、インターネット）」・・・19.1%（同 19.7%）
- ・「日本国内の民間紹介会社」・・・10.6%（同 10.8%）
- ・「その他」・・・9.7%（同 10.4%）

[2 入職経路（入職前居住地：日本以外）]

- ・「出身国・地域の紹介会社・個人」・・・41.2%（同 44.7%）
- ・「日本国内の紹介会社・個人」・・・16.7%（同 12.9%）
- ・「出身国・地域のその他の機関」・・・15.1%（同 9.5%）
- ・「出身国・地域の語学学校」・・・14.4%（同 16.5%）

[3 入国に要した費用]

- ・「20 万円以上 40 万円未満」・・・21.1%（前年 22.6%）
- ・「40 万円以上 60 万円未満」・・・18.7%（同 14.5%）
- ・「20 万円未満」・・・17.6%（同 18.6%）

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75722.html

■ 6 外国人留学生の就職に当たって不安は日本語／民間調査

(株) キャリタスは、8月26日、同社の就活サイトに登録している2027年卒業予定の外国人留学生を対象に行った「外国人留学生の就職活動に関する調査」の結果を公表しました。調査は、2026年6月26日～7月26日にインターネットを通じて行われ、有効回答数は206人でした。これによりますと、卒業後に就職したい企業を聞くと、最も多いのは「日本にある日系企業」で51.0%、次いで「日本にある日系以外の企業（外資系企業）」38.3%となり、日本での就職を望む外国人留学生は合わせて9割近くに上りました。日本での就職を希望する理由として最も多いのは「生活環境に慣れているから」71.7%、「日本語力を活かせるから」48.4%が挙げられた一方、不安に感じることで最も多いのは「自分の日本語が通じるか」で、半数以上（55.4%）が選択しました。外国人留学生の7月時点の内定率は49.0%で、国内学生の同時期の内定率が8割を超えている（85.5%）のとは比べると、差がみられました。

<詳しくは>

https://www.career-tasu.co.jp/press_release/12492/

■ 7 企業の採用スケジュール早期化／民間調査

(株)学情は、8月26日、全国の企業採用担当者を対象にして行った「2027年3月卒業予定者/就職戦線中間総括」に関する調査の結果を公表しました。調査は、2026年6月1日～19日にインターネットを通じて行われ、有効回答数は618社でした。これによりますと、ESの受付開始や提出期限は従来「3年生の3月」が最多でしたが、これらが前倒しになって「3年生の10月」などが増加したとのこと。また、面接開始（インターンシップ等からの早期選考を含む）についてみると、前年は「3年生の3月」が突出した高い山を作っていましたが、今回は「3年生の10月」13.4%をピークに、「同3月」13.2%、「同12月」13.0%と、3つの時期がほぼ同水準になり、2026年卒までは曲がりなりにも続いていた「3年生の3月一斉スタート」の時代は終わり、「夏秋インターンシップ等→年内選考・内々定出し開始」の企業が増え、一気に早期化が進んでいるとしています。

<詳しくは>

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001567.000013485.html>

■ 8 新入社員の約2割が「職場で孤独を感じる」／民間調査

(株)マイナビは、8月26日、2026年卒の新入社員800名に聞いた「新入社員の孤独感に関する実態調査」の結果を公表しました。調査は、2026年6月17日～19日にインターネ

ットを通じて行われ、有効回答数は 800 人でした。これによりますと、「今の職場（会社）で、孤独を感じたことはあるか」を聞いたところ、20.1%が「孤独を感じたことがある」と回答しました。

また、現在の会社での対人関係の不安や悩みを聞き、これを孤独感の有無別でみると、孤独を感じていない人では「とくに人間関係の不安や悩みはない（48.1%）」が最も高かった一方で、孤独を感じている人では「業務中、みんな忙しそうで話しかけづらい・質問しづらい（43.5%）」が最多となりました。

さらに、今の会社で何年ぐらい働くと思うかを聞くと、孤独を感じていない人では「10 年以上（31.1%）」が最多となった一方で、孤独を感じている人では「3 年以内（41.6%）」が最多となり、現在の会社での勤続意向に大きな差が見られました。

<詳しくは>

https://www.mynavi.jp/news/2026/08/post_54365.html

☆

☆

◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」として、賃金不払に対する労基署の監督指導の状況を見ていくこととします。

■ 賃金不払に対する労基署の監督指導の状況

厚生労働省は、8 月 21 日、令和 7 年（1 月から 12 月まで）に賃金不払が疑われる事業場に対して労基署が実施した監督指導の結果を取りまとめ公表しました。

〔主な結果〕

【1】件数等の状況

1 取り扱った賃金不払事案

- （1）件数・・・・・・・・22,605 件（前年比 251 件増）
- （2）対象労働者数・・・・173,016 人（同 12,181 人減）
- （3）金額・・・・・・・・128 億 5,782 万円（同 43 億 5,331 万円減）

2 うち、令和7年中に賃金を支払い、解決されたもの

- (1) 件数・・・・・・・・・21,731 件 (96.1%)
- (2) 対象労働者数・・・・・167,828 人 (97.0%)
- (3) 金額・・・・・・・・・109 億 9,703 万円 (85.5%)

【2】事例の紹介

1 監督指導の例

(1) 労働時間記録と労働実態の乖離していた事案

・固定残業代制度を採用しているものの、割増賃金が十分支払われていないとの情報を受け、労基署が立入調査を実施。

・一部の労働者について、固定残業代として月 20 時間分の割増賃金が支払われており、出退勤や時間外労働の状況は把握されていたものの、20 時間を超過した時間外労働については、固定残業代を支払っていることを理由に確認・管理を行っておらず、割増賃金が支払われていなかった。

・また、深夜労働に対する割増賃金も支払われていなかった。

・このため、労基署において、割増賃金の適正な支払について是正勧告（労働基準法第 37 条違反）を行うとともに、過去の時間外労働の実態調査や労働時間の適正な把握について指導したところ、過去に遡って実態調査を行いつつ、正しい時間外及び深夜労働時間数を算出し、再計算の上、追加で差額の割増賃金が支払われた。

2 送検の事例

(1) 定期賃金の未払の事案

・労働者から定期賃金が全額不払であるとの相談を受け、労基署が立入調査を実施したところ、定期賃金の全額が所定支払日に支払われていなかったことを確認したため是正勧告を実施。

・その後は是正が図られなかったことから、捜査に着手し、捜査の結果労働者 7 名に対し、定期賃金の全額（合計約 130 万円）を所定支払日に支払っていなかった疑いで、書類送検を行った。

(2) 時間外労働の割増賃金の未払いの事案

・労働者から時間外労働や深夜労働に対する割増賃金が支払われないとの相談を受け、労基署が立入調査を実施したところ、時間外労働の一部及び深夜労働の全部の割増賃金が支払われていなかったことを確認したため是正勧告を実施。

・その後は是正が図られなかったことから、捜査に着手し、捜査の結果、使用者は、労働者 2 名の時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金（約 12 万円）を支払っていなかった疑いで、

書類送検を行った。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75588.html

☆—————☆

◆◆ 《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2026年8月19日発行 人事労務マガジン特集第247号 ■

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75552.html

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催）】

◇東京：9/14（月）、10/6（火）、10/19（月）、11/9（月）、11/30（月）

◇愛知：9/18（金）

◇大阪：9/25（金）、11/18（水）

【オンライン】

9/16（水）、9/18（金）、9/28（月）、9/30（水）、10/2（金）、10/7（水）、10/9（金）、
10/14（水）、10/16（金）、10/21（水）、10/23（金）、10/27（火）、10/29（木）、11/4（水）、
11/11（水）、11/13（金）、11/17（火）、11/19（木）、11/24（火）、11/26（木）、11/28（土）、
12/1（火）

※各講習のお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/course/apply/>

2. 職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。疑問を直接相談できる質疑応答の時間もご用意しております。知識をアップデートし、新たな一歩を踏み出す機会としてぜひご参加ください。

【基本編】

令和8年9月15日（火）14：00～17：00 Zoom

「新・紹介担当者のための求人票セミナー」

【応用編】

令和8年9月10日(木) 14:00~17:00

「外国人材の定着を高める”フロー×ストック”戦略セミナー」

令和8年9月25日（金）14：00～17：00

「行政機関による定期指導・調査の実務」

令和8年10月23日（金）13：00～17：00

「外国人材の職業紹介セミナー（応用編）」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

[illegible]

★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。

☐登録のお申込み、バックナンバーの閲覧はこちらから

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□配信中止の手続は、こちらから

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

□発行 民紹協 総務課

©公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

許可なく転載することを禁じます。

[illegible]